

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21

西会津都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
〔西会津都市計画区域マスタープラン〕  
(素案) [H25年11月時点](#)



如法寺 鳥追観音

福 島 県

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25

# 目 次

<b>1. 基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1) 対象区域 .....	1
2) 目標年次 .....	1
<b>2. 都市計画の目標</b> .....	<b>2</b>
1) 都市の現状と課題 .....	2
2) 都市づくりの理念 .....	5
3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ.....	10
4) 保全すべき環境や風土の特性 .....	11
<b>3. 区域区分決定の有無</b> .....	<b>12</b>
1) 区域区分の有無とその理由 .....	12
<b>4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>13</b>
1) 主要用途の配置の方針 .....	13
2) 土地利用の方針 .....	13
<b>5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>15</b>
1) 交通施設 .....	15
2) 下水道及び河川 .....	16
<b>6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>18</b>
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針.....	18
<b>7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針</b> .....	<b>19</b>
1) 基本方針 .....	19
2) 主要な公園緑地の配置方針 .....	19
3) 実現のための具体の都市計画制度の方針.....	20

## 1. 基本的事項

### 1) 対象区域

本都市計画区域は、耶麻郡西会津町の行政区域の一部により構成される4,075haである。

区分	市町村名	範囲	面積
都市計画区域の範囲	西会津町	行政区域の一部	4,075ha
合計	1町		4,075ha

### 2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成22年度を基準とし、概ね20年後の平成42年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10年後の平成32年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に対して柔軟性を確保するため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- 都市的土地利用の規模
- 都市施設や市街地開発事業の整備目標
- 主要な緑地の確保目標

## 2. 都市計画の目標

### 1) 都市の現状と課題

#### ① 広域的な視点から見た現状と課題

本都市計画区域は、福島県の北西部に位置し、北に飯豊連峰、西に越後山脈、東に磐梯朝日国立公園と豊かな自然環境に囲まれた区域である。また、中央を阿賀川が流れ、日本海にそそいでいる。気候は、日本海側に属し、夏は高温多湿であるが、朝晩は涼しく過ごしやすいほか、高温期間が比較的短くなっている。冬季は降雪量が多く特別豪雪地帯に指定されている。

歴史は古く、上小島の山本遺跡や芝草・小屋田遺跡など旧石器時代や縄文中期から後期の遺跡があり、日本海側と太平洋側の接点の里として交流があったことが明らかにされている。また、会津路の山ノ神の「大山祇神社」や会津ころり三観音のひとつ「鳥追観音」など歴史的、文化的遺産が多く見られる。

江戸時代は、会津領を東西に結ぶ越後街道が上方の塩などの物資、文物及び海産物、並びに、文化等を会津へ導入した重要な街道として走っており、野沢地区はその宿場町として栄えるとともに、阿賀川での舟運を利用した廻米路の一部としての役割を担っていた。

現在でも磐越自動車道、一般国道49号、JR磐越西線の福島県最西端にあたり、新潟県と接している「会津の西の玄関口」の役割を担う地域である。

野沢地区には西会津町役場を始めとする公益施設、野沢駅周辺には商業施設が立地しており、会津広域都市圏の生活拠点として商業、住居等の日常生活を支える機能の維持・充実を図ることが必要である。

一方、通勤、消費流動等の日常生活面においては、近隣の会津若松市や喜多方市との結びつきが強く、生活圏の広域化は今後強くなっていくと考えられることから、これらとの連携の強化が求められる。

豊かな自然環境を始め、新潟県方面からの玄関口としての立地特性や磐越自動車道等の利便性といった地域特性を生かしながら、交流型の観光機能の強化、住み続けられるまちづくりを図る必要がある。

#### ② 土地利用に関する現状と課題

本都市計画区域は、野沢地区、尾野本地区、群岡地区に市街地が形成されており、野沢地区には西会津町役場を始めとする公益施設、野沢駅周辺には商業施設が立地している。また、用途地域の指定はされていない。

西会津町の行政区域人口は、減少傾向にあり、高齢化率は県平均を大きく上回っている。平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下、「東日本大震災」という。）や東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）の影響による人口流動は少なく、都市計画区域人口も減少傾向にあり、会津地方の他の山間地と同様、人口減少、高齢化は深刻な問題となっている。また、空き店舗や空き家、遊休地や未利用地の増加、農業を主とした地域産業の後継者不足、伝統芸能の継承や日常生活の支え合いを担ってきた

1 地域コミュニティの活力の低下等も課題となっている。

2 こうしたことを踏まえ、住み続けられるふるさとであるために、貴重な財産である自然環境との  
3 調和を図りつつ、土地利用の誘導や規制を行い、道路、下水道、公園等の都市基盤施設の整備を推  
4 進し、良好な市街地環境の形成が必要となっている。また、高齢社会への対応として健康なまちづ  
5 くりのために、保健と医療、福祉が連携した都市機能の整備を図る必要がある。

6 農地については主要な地域産業の基盤としてその保全を図りつつ、都市と農村との適正な調和が  
7 求められている。

### 9 ③ 都市施設に関する現状と課題

10 高速交通網としては、平成9年に磐越自動車道が全線開通し西会津ICが開設され、福島県の中  
11 通り地方、浜通り地方や新潟県方面へのアクセスが飛躍的に向上し、交流の中継拠点としての役割  
12 を担っている。しかし、磐越自動車道は会津若松ICから新潟中央JCT間は暫定2車線で供用されてお  
13 り、新潟県方面の連携強化のため早期の整備が求められる。

14 広域交通網は、阿賀川に平行して一般国道49号が通っており、新潟方面と会津若松市を結んで  
15 いる。磐越自動車道や一般国道49号の利便性を活用した産業の振興や観光・交流の活発化が求め  
16 られる。また、(主)喜多方西会津線が会津盆地北部の市町村と連絡している。南会津の町村とは一  
17 般国道400号により連絡しているが、冬期間は杉峠で閉鎖となる。

18 本都市計画区域内道路については、本地域の特別豪雪地帯といった自然的条件や少子高齢社会等  
19 を踏まえ、冬期間の交通を確保する等の克雪対策を行い、日常生活において安全で安心できる利便  
20 性の高い道路整備が求められている。また、東日本大震災では県内各所で道路の通行止めが発生し、  
21 避難や物資の輸送に多大な支障を来したことから、災害発生時における避難や救助、物資輸送活動  
22 等を支える災害に強い道路整備も求められている。

23 公園については地域住民の憩いの場として、さゆり総合運動公園が利用されているが、東日本大  
24 震災では県内各所で多くの公園が避難地となり災害時における公園が本来持つ役割を果たしたこ  
25 とから、子どもが気軽に遊び、高齢者等が集える場や災害時の一次避難場所などとして、居住地近  
26 くの身近な公園緑地の整備も求められる。

27 公共交通については、JR磐越西線が通っており、通勤、通学を始めとする住民生活や経済活動  
28 を支える公共交通機関として重要な役割を担っている。今後もその機能維持に努めるとともに、駅  
29 は他の交通機関へ乗り換えする重要な交通結節点であることから、さらなる利便性の向上に努める  
30 必要がある。

31 河川・下水道については、円滑な雨水排除や、阿賀川の上流域として広域的な役割を担うため適  
32 正な水質保全に務める必要がある。なお、下水道については東日本大震災では県内各所で下水道マン  
33 ホールの隆起や管渠のたわみといった被害が発生し汚水の流下機能が停止したことから、災害に強い下  
34 水道整備が求められる。

35 また、施設の整備にあたっては、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮するとともに、  
36 雪に対する対策と、ユニバーサルデザインに配慮した誰にでも使いやすい都市施設の整備が必要で  
37 ある。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34

#### ④ 市街地開発事業に関する現状と課題

本都市計画区域では、市街地開発事業は実施していない。なお、人口定住化と地域活性化を推進するため、住宅団地として「さゆりが丘ニュータウン」を開発し分譲を行っている。

また、市街地の活性化に向けて、集落の土地利用、景観、そして街なみに配慮しつつ、安心して暮らせる良好な居住環境を形成することが求められている。

#### ⑤ 自然環境の整備又は保全に関する現状と課題

本都市計画区域は、市街地周辺には田園風景が広がり、阿賀川の流れとともに四季を通じて風景が変わる山々が連なっている。また、「大山祇神社」や会津ころり三観音に数えられる「鳥追観音」などの数多くの社寺・史跡などの緑の資源や文化的資産を有している。

こうしたことを踏まえ、自然的環境のさらなる保全と、野沢地区におけるかつての宿場町のたたずまいなど良好な街なみ景観の形成の検討を行う。

農地は、食料生産の基盤であるほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、都市的土地利用との健全な調和を図りながら農地の保全に努める必要がある。

## 2) 都市づくりの理念

### 2) - I 本県の都市政策における基本理念・基本方針の整理

本県では、人口減少や少子高齢化の進行など都市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応した都市政策を進めるため、平成21年3月に「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を策定した。今後、このビジョンを、都市計画区域マスタープランの見直しや都市計画運用等の根幹に据えながら、都市計画の主体である市町村や県民など、都市づくりに関わる多くの関係者とともに、持続的な取組みを進めることをめざす。

県内の全ての区域において、都市づくりの前提となるものであり、「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」における本県の都市政策における基本理念・基本方針を以下に示す。

#### □ 基本理念

##### (背景)

○都市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、財政上の制約など大きく変化しており、これまでの市街地の拡散を改め、都市機能が一定程度集積する都市構造へと転換していく必要性が増している。

○これまで、経済効率重視の開発・土地利用の進行に伴い、画一的な都市が形成されてきたことで、地域が個性を喪失し、魅力を低下させているという問題点が顕在化しており、特に地方都市において深刻となっている。

○本県を含む地方都市では真の活力創出が求められており、自らの地域の魅力を再検証し、固有の資源を有効に活用しながら、多くの県民が愛着を持てる県づくりを推進していくことが求められている。

○今後、一層の人口減少や高齢化の進行等が予想される中で、新しい時代認識をもって、これらの課題に適切に対応していくことが急務となっている。

##### (基本認識)

○都市は、様々なライフラインや社会資本、行政、商業、交通、教育、医療等の機能を有し、一定の人口が集中して生活する場所であり、農村など都市周辺の田園地域等は、食料供給、景観形成、レクリエーション空間の創出、自然環境の保全、伝統・文化の継承など多面的な機能を有している。

○本県の都市は、広大で豊かな自然的環境の中に点在しており、都市と周辺の田園地域等が有機的なつながりを持ち、共生していくという視点が不可欠である。この視点は、都市構造のあり方にも密接な関係性を持っている。

○本県は、核となる4都市(福島・会津若松・郡山・いわき市)、周辺都市、町村、集落など規模や特性の異なる都市が段階的なつながりを有しており、これらの実態を踏まえながら、それぞ

1           それが、規模や特性に応じたコンパクトなまちづくりを進めていく必要がある。

2           ○本県の個性と魅力の源泉は、豊かな水や緑が織り成す美しい自然や優れた景観等の中で、多様  
3           な歴史、伝統、文化が息づく環境であり、これらを次代に継承すべきかけがえのない財産とい  
4           う認識を持って、今後の都市づくりを進めていく必要がある。

5           ○田園地域等における自然や農業等の体験、癒し、レクリエーション、都市における情報、産業、  
6           教育、アミューズメントなど、それぞれの地域が持つ魅力に互いに触れ合えるような関係を構  
7           築していくことが重要である。

8           ○都市及び田園地域等の文化やコミュニティを尊重しながら、相互交流や相互補完を活発化し、  
9           それぞれがともに豊かになれる都市づくりを推進する。そして、都市や田園地域等の幅広いネ  
10          ットワークを形成し、豊かな自然的環境との調和を図りながら、にぎわいと魅力のある持続可  
11          能な共生社会を目指していく。

#### 14           (基本理念)

15          ○以上の考え方により、本県においては、「都市と田園地域等の共生」を都市政策の基本理念と  
16          し、県民や事業者、市町村など様々な主体と一体となって、本理念の具体化及び継承に取り組  
17          む。

### 21          □ 基本方針

22  
23          本県がめざす都市づくりは、次の3つの基本方針の下に推進していく。

#### 24          ○都市と田園地域等が共生する都市づくり

25           広大な自然的環境の中に都市が点在しているあり方が、本県の個性と魅力を形成している現  
26           状を踏まえた上で、各地域の豊かさと活力を向上させ、ふくしまの魅力を一層高めていくため、  
27           都市と田園地域等が交流し、共生していく都市づくりを推進する。

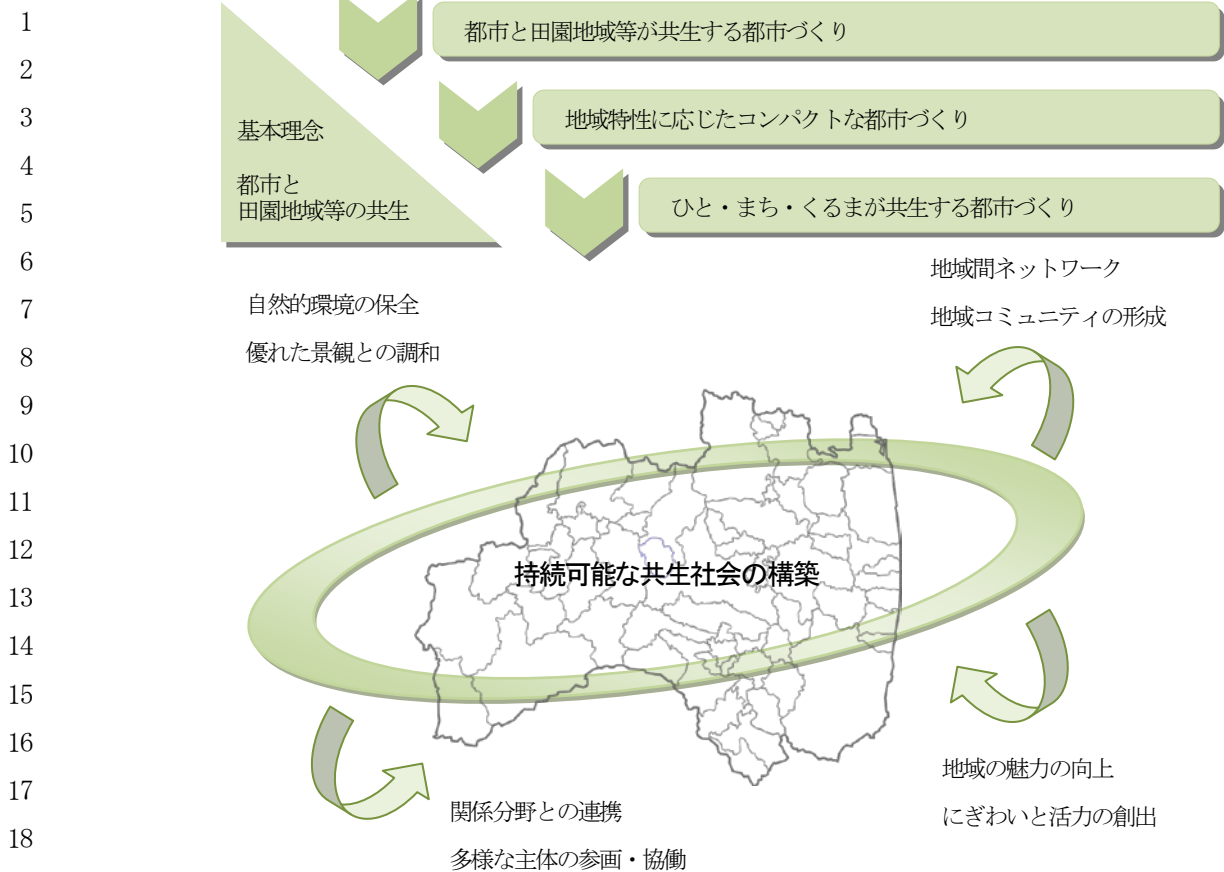
#### 28 29          ○地域特性に応じたコンパクトな都市づくり

30           人口の減少など都市を取り巻く環境が大きく変化している中で、経済性や効率性のみが重視  
31           された拡散型の都市づくりを転換し、生活環境を重視した持続可能な集約型の都市を実現する  
32           ため、地域の特性や実状等に対応したコンパクトな都市づくりを推進する。

#### 33 34          ○ひと・まち・くるまが共生する都市づくり

35           今後の超高齢社会等を見据え、自動車への過度な依存を改め、「ひと」を重視した生活環境  
36           の形成を進めていくため、「ひと」と「くるま」とともに、様々な活動の場となる「まち」を  
37           一体的に捉えながら、「ひと」と「まち」と「くるま」が共生する都市づくりを推進する。





## □震災を踏まえた都市づくりの基本的な考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力災害は、本県に大きな被害をもたらし、特に原子力災害では、長期間帰還困難な土地が生じたほか、県内の多くの地域が放射能汚染による影響を受け、今なお多くの県民が県内外での避難生活を続けている。

県は、大震災等からの1日も早い安定した県民の生活再建を図るため「福島県復興計画」を策定し、除染による県土の環境回復を行うとともに、生活再建、未来を担う子ども・若者の育成、農林水産業の再生、産業の集積による雇用の確保、沿岸部での「多重防御」や災害に強い都市づくりなど、「誇りあるふるさと再生の実現」に向け、復興の主体である地域・市町村等とともに全力で取り組んでいく。

震災を踏まえた緊急的対応として、避難生活を続けている方々の生活再建を支援するため、雇用、医療・福祉等に配慮しながら、復興公営住宅の整備等による生活環境の確保やコミュニティの再生など、避難先において安心して生活できるまちづくりに取り組む。

長期的には、本都市計画区域マスタープランを都市の将来像として掲げ、再生可能エネルギーや医療関連など新たな産業の集積等による活力と賑わいのあるまちづくり、大規模災害を考慮した安全・安心な災害に強いまちづくり、地域のコミュニティの維持に配慮したまちづくりなどを推進し、本県の都市づくりの基本理念である「都市と田園地域等の共生」の具現化に取り組む。

また、原子力災害により長期間帰還困難となった地域については、帰還を前提とした復興まちづくりを進めるために都市計画の見直しを検討する。

2) -II 本都市計画区域の都市づくりの理念

本県の都市づくりビジョンの基本理念・基本方針を踏まえた上で、本都市計画区域の都市づくりの理念を次のように定める。

西会津都市計画区域における都市づくりのビジョン

『みんなの声が響き 人と自然にやさしいまちづくり』

- 会津地域の西の玄関口として、“やさしさ”をもって若者と高齢者が交流できるまちづくり
- 飯豊連峰を仰ぎ、西に越後山脈が走り、北には磐梯朝日国立公園と続く緑に恵まれた自然環境を生かしたまちづくり
- 克雪対策を行うとともに、利雪・親雪対策を積極的に推進し、四季を通して安全で安心できるまちづくり



参拝客でにぎわう大山祇神社

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37

### ① 緑豊かな自然環境や田園地域等の保全

本都市計画区域は、飯豊連峰、越後山脈、磐梯朝日国立公園や阿賀川などの自然が地域を特徴づける重要な要素となっている。これらの自然環境を後世に継承すべき財産と位置づけ、適正に保全することを基本とし、自然環境との共生を図ったまちづくりを推進していくものとする。

また、基幹産業である農業の産業基盤である他、山間地域であるため平坦地としても貴重な農地は、限られた資源として、その保全を図る。

なお、市街地の無秩序な拡散を抑制し、現在のコンパクトな市街地や、まとまりのある集落を維持していく。

### ② 安全で安心できるまちづくりの推進

地域住民の生命と財産を守り、安心して住めるまちを形成していくため、河川・砂防の管理や整備、滝坂地区の地すべり対策などを推進し、災害防止に努める。

また、災害時の輸送路・避難路となる地域の幹線道路については、十分な幅員の確保を図るとともに、避難場所として市街地内の公園等オープンスペースの確保を図っていくものとする。さらに、安全で安心できる災害に強い都市の形成に向け、ハザードマップの整備やICT（情報通信技術）を活用した各種情報管理体制の強化、情報提供ネットワークとの連携を図る等、被害の回避・最小化に向けた取組みを推進する。

本都市計画区域は豪雪地帯であることから、降雪時の道路交通の確保や歩行者の安全性の確保等、雪に対応した都市施設の整備を推進する必要がある。

### ③ 生活圏の広域化に対応した、交流と連携のネットワークづくり

本都市計画区域は、会津広域都市圏の新潟県側の玄関となる都市として、都市機能の充実・強化を図り、磐越自動車道の連携軸を活用して、会津若松市や喜多方市を始めとする隣接市町村との結びつきを強めていくものとする。

### ④ コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進

本都市計画区域は山間部に位置し、高速道路や鉄道が整備されているものの、人口減少や高齢化が進んでおり、この傾向は今後より顕著になることが想定される。そのため、地域コミュニティの衰退により、日常生活における支え合いや地域の基盤施設の維持に支障を来すことも懸念される。コミュニティの維持・再生による地域生活の確保は、野沢地区などの市街地部や、山間部を含めた田園地域それぞれにとって大きな課題である。

今後も住み続けられる地域であるために、市街地部での良好なコミュニティ形成を支援する都市政策や、田園地域が都市との交流によってコミュニティを活性化させていくための基盤整備が重要となる。そのために、安全・快適な市街地環境の整備や、交流促進に資するネットワークづくりなどを推進し、コミュニティの維持・再生につなげる。

### ⑤ 魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成

本都市計画区域では、野沢地区、尾野本地区、群岡地区の市街地に人口が集中しており、今後ともコンパクトな市街地の形成を通じて、快適な居住環境や都市機能の整備を図っていく。

特に、越後街道の宿場町として発展した野沢地区については、越後街道野沢宿を生かした商店街活性化を進め、魅力ある市街地の形成を進める。

また、地域住民や各種団体などと連携し、各地域の地域資源を生かした個性と魅力ある地域づくりを行い、震災により低迷している交流人口の回復・拡大を図る。

地域の基幹産業である農業の振興を図るため優良な農地の保全を図るとともに、地域の資源を生かしながら、農工商連携や6次産業化による地域産業の総合力の強化に努める。

### ⑥ 環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進

地球温暖化の進行を緩和するため、温室効果ガスの発生抑制及び温室効果ガスの吸収源である緑の保全・創出、エネルギーの効率的な利用を図り、環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進に努める。

特に、自動車からの温室効果ガスの発生を抑制するため、自家用車に過度に依存しないまちづくりをめざし、生活拠点や集落等集約された土地利用を進めるなど移動手段等を含め検討を図っていく。

また、緑の保全・創出を図るため、飯豊連峰、越後山脈、磐梯朝日国立公園等の豊かな自然環境の保全を図る。

### ⑦ 住民の暮らしを支える都市施設の整備

都市施設については、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮して配置することとする。

また、都市施設の整備にあたっては、自然環境及び身近な生活環境等に与える影響に十分に配慮するとともに、良好な田園景観などとの調和に配慮していく、さらには、地域の防災性の向上に対して各施設が果たすべき役割を十分考慮しながら、災害に強い都市施設整備を進めるものとする。

さらに、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、地域住民の参加・協力のもとにユニバーサルデザインを取り入れた都市施設整備に努めることとする。

## 参考 附図 1 都市構造図

### 3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本都市計画区域は会津広域都市圏の西の玄関口にあたり、また磐越自動車道・一般国道49号などの広域的なアクセスに恵まれている。美しい自然環境や新潟県に接し、さらには西会津ICを有する立地特性を生かして、交流型の観光機能の充実により、交流人口の増加を図る。

## 参考 附図 2 広域都市圏構造図

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13

#### 4) 保全すべき環境や風土の特性

本都市計画区域は、飯豊山麓を背景に、清らかな阿賀川の流れなど、美しい自然景観が広がっている。

また、既成市街地周辺に広がる田園やそば畑などは、背景の美しい山並みと合わせ、地域における良好かつ特徴的な景観を創り出しており、次世代に受け継ぐべき景観として保全を図る。

大山祇神社や鳥追観音を始めとした歴史的遺産、文化財が多くみられ、上小島の山本遺跡や芝草・小屋田遺跡など旧石器時代や縄文中期から後期の遺跡がある。また、日本海側と太平洋側の接点の里として交流があったことが明らかにされており、歴史的遺産として次世代への文化の伝承を図っていく。

越後街道の宿場町であった野沢地区は、江戸時代、阿賀川の舟運を利用した廻米路の一部として役割を担っていたところであり、このような歴史を語る景観の保全と活用を図る。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17

### 3. 区域区分決定の有無

#### 1) 区域区分の有無とその理由

##### ① 区域区分の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めない。

##### ② 判断理由

本都市計画区域は、会津広域都市圏の新潟県側の玄関口としての機能を担い、美しい自然を背景としたまちが形成されている。高速交通体系を生かした都市地域との交流や理想的長寿社会のまちづくりなどを掲げ、高齢化の進展も地域活力につなげる施策を進めてきたが、少子高齢化による人口減少傾向はより深刻さを増しており地域の活力の維持が問題となってきた。

農地についても、農業振興地域の整備に関する法律など、適正な土地利用を図っていく上での体制は整っており、将来の急激かつ無秩序な市街化は見込まれない。

以上の理由により西会津都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

## 4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

### 1) 主要用途の配置の方針

#### ① 商業地

商業地は、野沢駅周辺及びこれに近接する一般国道49号沿道に配置する。商業機能の拡充など都市機能の集積を図り、まちの活性化に寄与する魅力ある商業地の整備を図る。

#### ② 工業地

工業地は、西会津工業団地を位置づけ、地域資源を活用した地場産業の振興を図りつつ、工業集積を図っていく。

また、工業地の形成にあたっては、自然環境や周辺農地との調和と環境保全に配慮する。

#### ③ 住宅地

住宅地としては、既存の野沢地区、尾野本地区、群岡地区、さゆりヶ丘住宅団地を位置づけ、積雪地として望ましい居住環境と防災性の向上を図り、ゆとりある良好な居住環境の整備を図っていく。このため、生活関連施設の整備などを行っていくものとする。

### 2) 土地利用の方針

#### ① 居住環境の改善又は維持に関する方針

越後街道の宿場町として栄えた往時の面影の街なみなど、その保全に配慮しつつ、市街地における快適な居住環境の形成を図るため、公園・緑地などのオープンスペースの確保、建築物の不燃化、生活道路の整備などを推進していくものとする。

居住環境の整備にあたっては、高齢化に対応しユニバーサルデザインに配慮するものとする。

#### ② 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本都市計画区域に点在する社寺林などの良好な緑地、河川沿いの緑地などについては、保全を図るとともに、地域の人々の憩いの場としての活用を図っていくものとする。

#### ③ 優良な農地との健全な調和に関する方針

都市的土地利用の周辺に広がる農地は、良好な田園景観を形成しているため、これら優良な農地や生産性の高い集団農地については、今後も優良な農地として保全するとともに、都市的土地利用との調和を図っていく。

#### ④ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地周辺の農地、河川の良好な自然環境は、本都市計画区域の良好な自然的景観を構成する重

1 要な要素であるとともに、無秩序な市街化を防止するものであることから、今後ともその保全に努  
2 める。

3

4 ⑤ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

5 野沢地区、尾野本地区、群岡地区の市街地については、農地などの自然環境との調和に配慮しつ  
6 つ、生活基盤を整備し、定住できる居住環境の形成を図る。

7

参考 附図3 土地利用方針図



## 5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

なお、施設の整備にあたっては、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮しつつ、誰もが暮らしやすいまちをめざして、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

### 1) 交通施設

#### ① 基本方針

##### ア. 交通体系の整備の方針

###### ○広域的な連携軸の強化

他都市との広域的連携軸として磐越自動車道を位置づけ、一般国道49号や459号とともに、広域的な連携の機能強化を図っていくものとする。

###### ○都市の軸の整備

本都市計画区域内の骨格及び地域内の生活基盤として、(主)喜多方西会津線や西会津縦貫道路、主要町道などの整備及び機能強化を図り、計画的な道路網の整備を図る。

また、冬期間交通の確保のため、克雪対策を進めるなど、日常生活において安全で安心できる利便性の高い道路整備を図る。

なお現在、都市計画道路は決定されておらず、今後の社会情勢の変化により、都市計画道路の決定を検討していくものとする。

###### ○交通結節機能の強化

野沢駅、上野尻駅における鉄道と他の交通手段との利便性の強化を図る。

###### ○防災機能の強化

道路の整備にあたっては、災害時における道路の機能として、高規格道路や主要幹線については広域的な避難路や緊急輸送路としての役割があることを、また、主要幹線道路等に囲まれた区域内の幹線道路については区域内での避難や、延焼遮断帯としての役割があることを十分考慮したうえで、地域の防災性を高めるような道路網の検討や整備を図る。

###### ○人にやさしい環境づくり

歩行空間については、景観等に配慮し、全ての人が利用しやすいようにユニバーサルデザインに配慮して整備を図る。

#### ② 主要な施設の配置方針

##### ア. 道路

###### ○高規格幹線道路

1 高規格幹線道路として、東西方向に磐越自動車道を配置する。

### 3 ○主要幹線道路

4 他都市との広域的連携軸である主要幹線道路としては、一般国道49号を位置づけ、機能強  
5 化を図っていくものとする。また、磐越自動車道西会津インターチェンジへのアクセス道路の  
6 強化を図っていくものとする。

### 8 ○幹線道路

9 地域内道路としては、県道・町道を軸とした道路網の形成を図り、定住環境の整備を図って  
10 いくものとする。

11 また、本都市計画区域の特性でもある冬季の降雪・積雪に対して都市内交通を確保するため  
12 に、地域の特性や沿道の条件に応じた消融雪施設等の整備を図る。

## 14 参考 附図4 交通施設方針図

## 18 2) 下水道及び河川

### 19 ① 基本方針

#### 20 ア. 下水道

21 阿賀川、長谷川などの水質保全に努めるとともに、良好な生活環境の形成を図るため、公共下  
22 水道を始め、汚水処理排水施設の整備の推進を図る。

23 市街地では、公共下水道事業により整備を進めるが、周辺集落地については、農業集落排水事  
24 業、個別排水処理事業等との役割分担のもとに、汚水処理人口普及率の向上を図る。

25 また、施設整備にあたっては、東日本大震災での被害を教訓に管渠の液状化対策や処理場等  
26 の耐震化を十分考慮した災害に強い下水道整備を進める。

#### 29 イ. 河川

30 所要の治水安全度を確保し、地域住民の生活の安全を守るため、阿賀川、長谷川、安座川及び  
31 四岐川などの主要な河川の整備を推進する。

32 また、河川空間における生態系の保全を図り、河川景観に配慮した管理・整備を行うとともに、  
33 水辺空間は地域住民の憩いの場として活用を図っていく。

### 35 ② 主要な施設の配置方針

#### 36 ア. 下水道

##### 37 a. 管渠

1 本都市計画区域の下水道施設は、道路、その他の公共施設の整備状況や他事業との整合を図  
2 りながら処理区域からの下水を確実に効果的に集め、処理するように配置する。

#### 3 4 b. 処理場

5 終末施設は、処理区域からの下水量に対して必要な処理能力を有し、放流先及び周辺の土地  
6 利用の状況を勘案し、周辺環境との調和が図られるように配置する。

7 **参考 附図5 下水道整備の方針図**

### 8 9 10 11 ③ 主要な施設の整備目標

12 概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

#### 13 14 ア. 下水道

種 別		名 称
公共下水道	単独	西会津町特定環境保全公共下水道（野沢処理区）

15  
16 注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9

## 6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に際しては、次の方針に基づくものとする。

### 1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

狭あいな道路が残り、木造建物が密集する防災上問題のある既成市街地において、公共施設の整備、防災性の向上及び、土地の有効利用に配慮し、必要に応じ市街地開発事業の検討を行う。

## 7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

### 1) 基本方針

本都市計画区域は、都市計画区域内の公園としてさゆり総合運動公園があり、本公園をスポーツ、レジャー、交流の拠点として位置づけ、その周辺部をリゾートレクリエーションゾーンとし、町外との交流拠点として町全体の活性化の核としていく。

また、地域住民の憩いやレクリエーション、健康増進の場として、また災害時の避難場所として市街地内における公園の整備推進を図る。

本都市計画区域は、緑豊かな山林・田園、数多くの社寺仏閣・史跡などの緑の資源や文化的資産を有しており、これらの貴重な緑地の保全を図る。

また、住宅地においても積極的な緑化を促進する協定などの導入の検討を図るとともに、必要に応じて建物等の高さ制限等により、良好な街なみ景観、豊かな自然景観の保全・形成を図ることを基本とする。

河川空間においては、生態系環境の保全を図るとともに、親水空間やレクリエーションの場としても活用を図っていく。また、緑地・公園・史跡や河川空間と市街地を有機的に連携させ、水と緑のネットワークの形成を図る。

主に農地によって形づくられる田園風景は、郷土を代表する景観となっており、地域にとって貴重な資源であるため、自然的環境として保全する。

### 2) 主要な公園緑地の配置方針

#### ① 環境保全系統

市街地を取り巻く良好な緑を湛える森林地域は、動植物にとっての生息地として、また貴重な緑地として環境の保全を図っていく。

地域の自然的環境の骨格となっている阿賀川や長谷川等の河川緑地も、動植物にとっての貴重な生息空間であり、また緑の軸として地域の景観を構成していることから、保全・維持を図っていく。

#### ② レクリエーション系統

住区基幹公園は、誘致圏、都市防災機能及び生活環境保全機能を考慮しながら配置を図る。

また、さゆり公園及びその周辺部をレクリエーションの核として整備を図るとともに、雷山生活環境保全林及び緑地休養施設等の森林についてもレクリエーション施設として機能の充実を図っていく。

#### ③ 防災系統

市街地内におけるオープンスペース、社寺、河川空間などについては、災害時の避難場所として

活用を図るとともに、緑地の確保を積極的に図っていく。

#### ④ 景観構成系統

市街地周辺の緑地は、地域の風土を象徴する景観を構成する要素として、保全・活用を図っていく。

また、住宅地におけるうるおいを創出していくため、各住宅における積極的な緑化を促進する協定などの導入を検討する。

連続的な緑豊かなうるおい空間の創出を図るため、河川などの緑地と公園・その他緑地を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。

宿場町の面影を残す野沢地区においては、周囲の緑地とあわせ、良好な景観の保全・活用を図っていく。

### 3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市公園施設として整備すべき公園緑地については、下表のとおりとする

公園緑地名		整備、保全方策（地域地区等を含む）
住 区 基 幹 公 園	街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。 （従来の目安は概ね500m四方に1箇所程度配置）
	近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。 （従来の目安は概ね1km四方に1箇所程度配置）
	地区公園	住居系市街地において、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。 （従来の目安は概ね2km四方に1箇所程度配置）

また、良好な自然環境の保全等を図るため、必要に応じて風致地区を指定するなど、緑地等の保全に努める。

参考 附図6 自然的環境の整備又は保全に関する方針図

## 1 都市形成略史年表

年	出来事
江戸時代～明治時代	越後街道の宿場町として栄える。
明治 4 年 (1871 年)	廃藩置県により若松県の一部となる。
大正 2 年 (1913 年)	岩越線 (磐越西線)、山都駅－野沢駅 (15.1km) 延伸開業。野沢駅新設。
大正 3 年 (1871 年)	岩越線 (磐越西線)、野沢駅－津川駅 (30.8km) 延伸開業。上野尻駅、徳沢駅新設。
大正 6 年 (1917 年)	岩越線、磐越西線に改称。
昭和 29 年 (1954 年)	耶麻郡新郷村・奥川村が河沼郡野沢町・尾野本村・登世島村・睦合村・下谷村・群岡村・上野尻村・宝坂村と合併し、西会津町となる。
平成 8 年 (1996 年)	西会津都市計画区域指定。
	磐越自動車道 (会津坂下 IC－西会津 IC) 開通。
平成 9 年 (1997 年)	磐越自動車道 (西会津 IC－津川 IC) 開通。全線開通 (いわき－新潟間)。
平成 23 年 (2011 年)	東日本大震災発災

2



—拠点の定義—

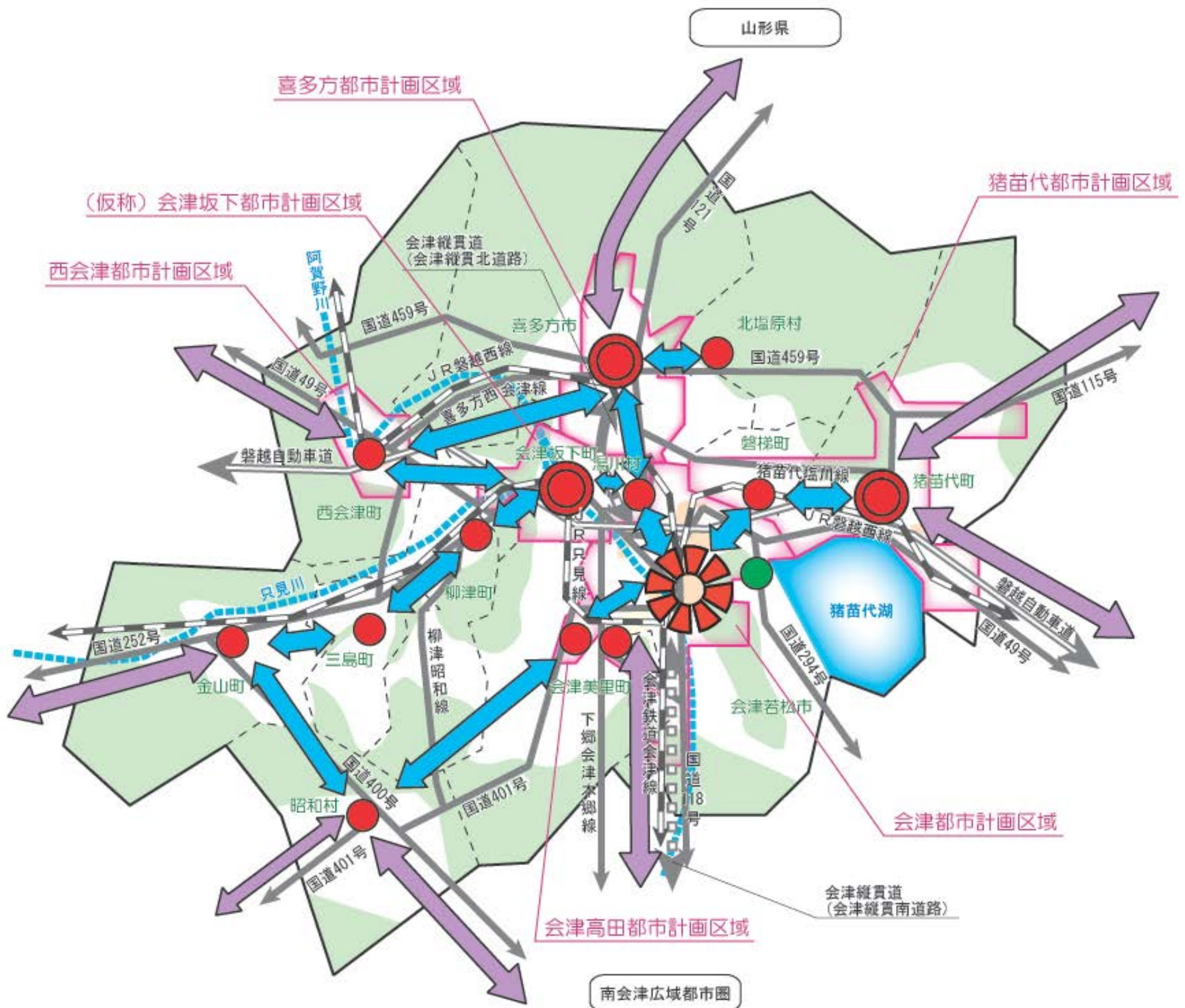
- 圏域拠点**  
広域都市圏全体の都市活動を支え、居住や経済活動が高密度に展開される拠点
- 地域拠点**  
複数市町村の都市活動等を支える機能が集積する拠点
- 生活拠点**  
日常生活圏域内の生活活動を支える拠点

—凡例—

- |  |         |  |               |
|--|---------|--|---------------|
|  | 都市計画区域  |  | 圏域拠点          |
|  | 連携軸     |  | 地域拠点          |
|  | 自動車専用道路 |  | 生活拠点          |
|  | 主要幹線道路  |  | 工業拠点          |
|  | 新幹線・鉄道  |  | 観光・レクリエーション拠点 |
|  | 河川      |  |               |
|  | 都市的土地利用 |  |               |
|  | 集落・田園   |  |               |
|  | 山地      |  |               |

附図1 都市構造図(参考)  
-西会津都市計画区域-





一拠点の定義一

圏域拠点

広域都市圏全体の都市活動を支え、居住や経済活動が高密度に展開される拠点

地域拠点

複数市町村の都市活動等を支える機能が集積する拠点

生活拠点

日常生活圏域内の生活活動を支える拠点

一凡例一

- |   |         |   |         |
|---|---------|---|---------|
|  | 都市計画区域  |  | 圏域拠点    |
|  | 広域連携軸   |  | 地域拠点    |
|  | 都市圏内連携軸 |  | 生活拠点    |
|  | 自動車専用道路 |  | 広域公園    |
|  | 主要幹線道路  |  | 都市的土地利用 |
|  | 新幹線・鉄道  |  | 集落・田園   |
|  | 主要河川    |  | 山地      |

附図2 広域都市圏構造図(参考)

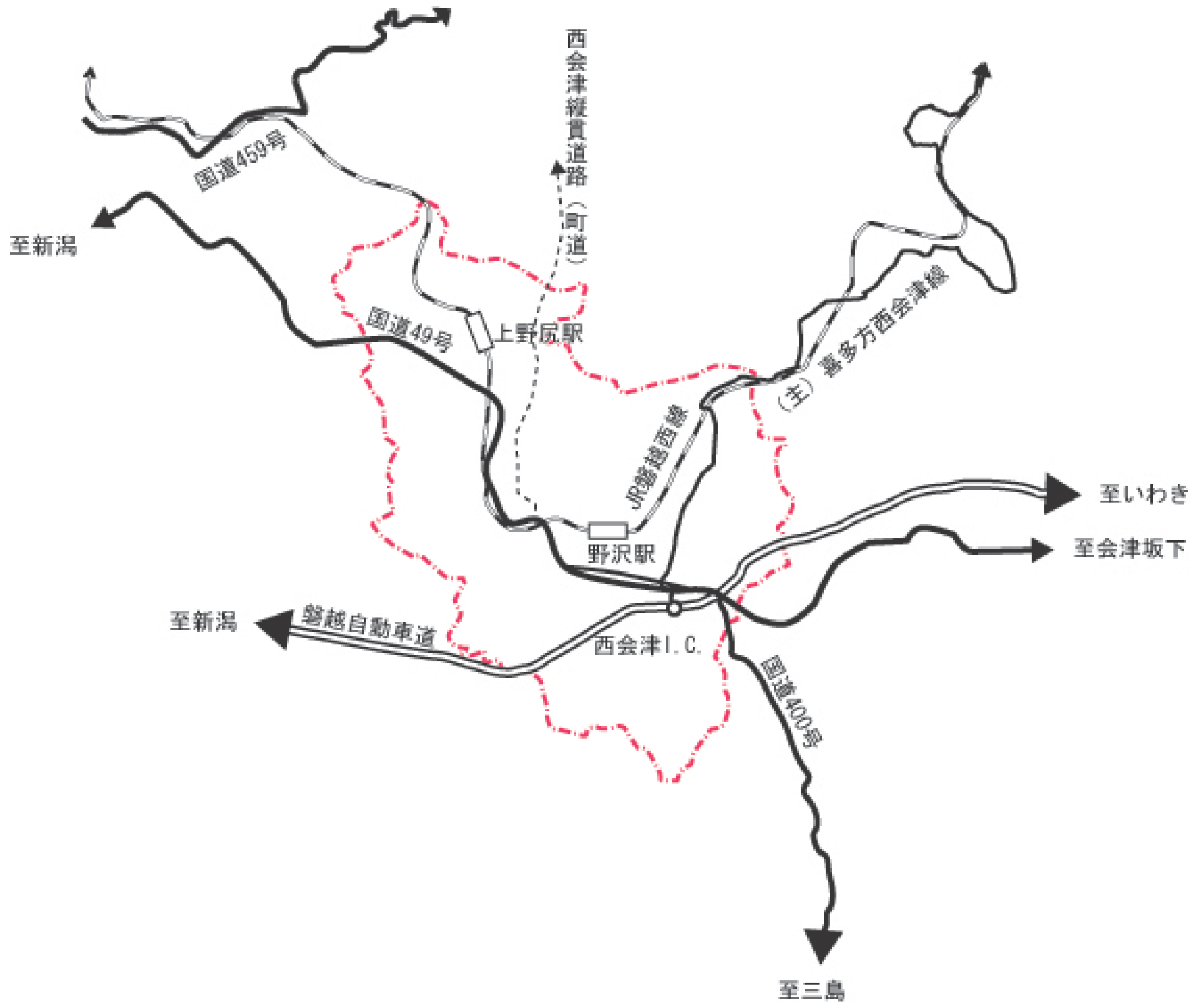
—会津広域都市圏—



一 凡 例 一

	都市計画区域		住居系市街地
	自動車専用道路		商業系市街地
	自動車専用道路(計画)		工業系市街地
	主要幹線道路		集落
	鉄道		農地
	河川		その他自然

附図3 土地利用方針図(参考)  
-西会津都市計画区域-



— 凡 例 —

	都市計画区域		主要地方道等
	自動車専用道路		主要地方道等 (計画)
	自動車専用道路 (計画)		市街地
	国道		鉄道
	国道 (計画)		
※	赤で示す路線は都市計画道路		

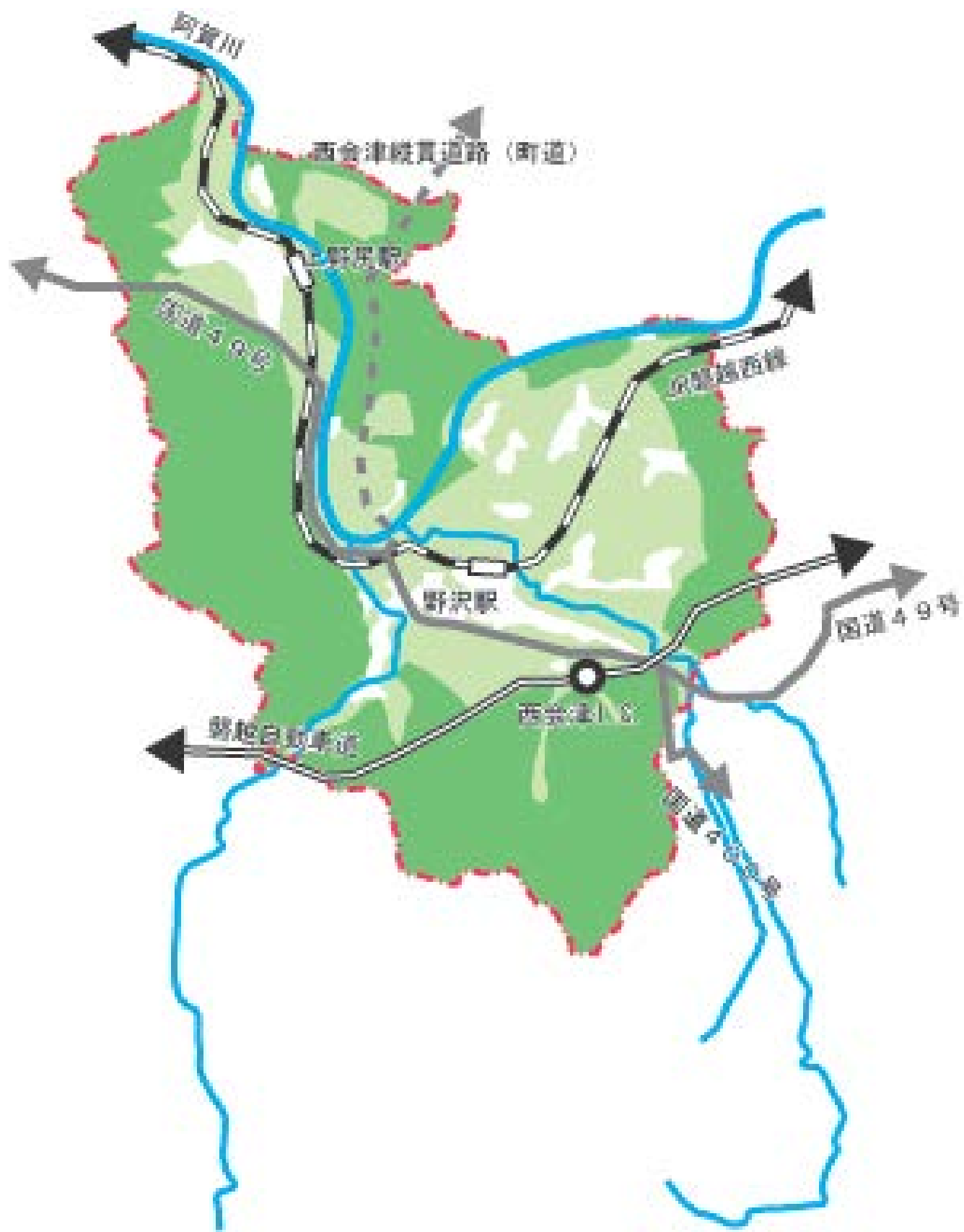
附図4 交通施設方針図 (参考)  
-西会津都市計画区域-



— 凡 例 —

	都市計画区域		下水道 (流域・公共)
	自動車専用道路		ポンプ場
	自動車専用道路 (計画)		処理場
	主要幹線道路		管渠
	鉄道		河川

附図5 下水道整備の方針図 (参考)  
-西会津都市計画区域-



— 凡 例 —

	都市計画区域		風致地区
	自動車専用道路		公園・緑地
	自動車専用道路 (計画)		自然公園
	主要幹線道路		農地
	鉄道		その他自然
	河川・湖沼		

附図6 自然的環境の整備又は保全に関する方針図 (参考)  
-西会津都市計画区域-